

裁判長を代理する判事の指名について

令和3年度福岡高等裁判所裁判事務の分配、裁判官の配置、代理順序および開廷日割第3の（裁判事務）1(1)に基づく刑事部の裁判長を代理する判事の指名については、下記のとおりとする。

記

国選弁護人の選任、記録の謄写の許可、控訴趣意書の提出期限の定め及び被告人の移送の同意を命ずるについて、裁判長又は当該部の上席の判事が差し支えの場合は、当分の間、当該部のそれ以外の判事又は他の部の判事がこれを代理することができる。

令和2年12月25日

福岡高等裁判所長官 小野憲一